○中国地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十一日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第四号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・三十号城山北公園線

三　事業施行期間　自平成十六年一月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

官　告

官　告　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を平成24年11月28日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 24 年 12 月 12 日　　農林水産大臣　郡司　　彰

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成23／24年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、米穀の需給調整実施要領（平成20年１月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、主食用米等の供給量と民間流通米の在庫量の増減を基に算出します。

表１　平成23／24年の需要実績の算出方法

需要実績＝②－①

①　在庫の変動状況（平成24年６月末在庫量－平成23年６月末在庫量）

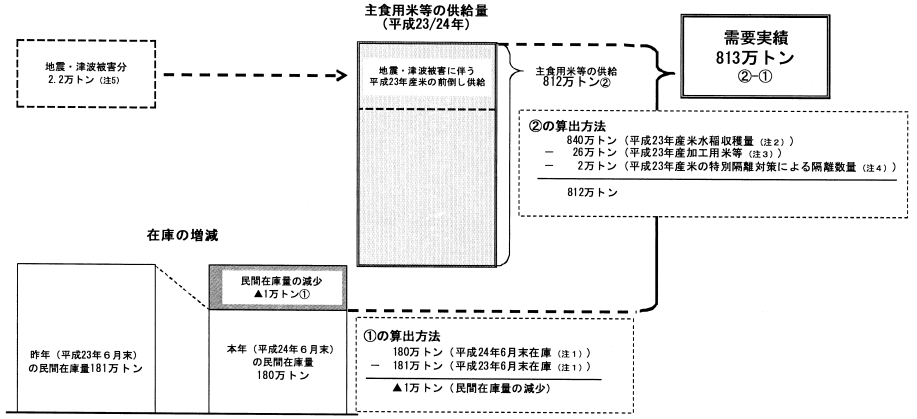
②　平成23／24年主食用米等の供給量

注：主食用米等の供給量は、農林水産省大臣官房統計部公表の水稲収穫量から加工用米その他主食用に充当されない米穀の数量を控除した数量である。

⑶　全国の需要実績

前記方法により算出した平成23／24年（平成23年７月から平成24年６月までの１年間）の需要実績（確定値）は、図１のとおり813万トンとなります。

図１　平成23／24年の需要実績



注１：６月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10ａ以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注２：水稲収穫量は、平成23年産米の水稲収穫量（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注３：加工用米等は、米穀の需給調整実施要領第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米、新規需要米（飼料用及びバイオエタノール用を除く。）及び備蓄米であって主食用米等に供給されないことが確認された米穀である。

注４：平成23年産米の特別隔離対策による隔離数量は、平成23年産米の特別隔離対策に従い、500Bq／kgを超える放射性セシウムが検出され出荷制限が課された地域及び100Bq／kg超から500Bq／kg以下の数値が検出され福島県から出荷見合わせが要請された地域において、生産者が生産した平成23年産米を市場流通から隔離する数量（見込み）である。

注５：地震・津波被害分は、全国出荷団体及び全国米穀販売事業共済協同組合からの聞取りである。

注６：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

２　全国の平成24／25年及び平成25／26年の需要見通し

平成24／25年（平成24年７月から平成25年６月までの１年間）及び平成25／26年（平成25年７月から平成26年６月までの１年間）の全国の需要見通しについては、平成16年７月策定の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成８／９年（平成８年７月から平成９年６月までの１年間）以降から直近の平成23／24年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図２及び表２のとおりとなります。